

(第64号議案)

【第1条関係】中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 (略)			第1条～第5条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表1の項に規定する地方税関係情報(以下「地方税関係情報」という。)若しくは住民票関係情報(以下「住民票関係情報」という。)又は同表48の項に規定する障害者関係情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて、規則で定めるもの	1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税(同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて、規則で定めるもの
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～

1 1	(略)	(略)	(略)
1 2	区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	省令第2条の表2の項に規定する医療保険給付関係情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報、同項に規定する介護保険給付等関係情報、同表13の項に規定する生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)、同表17の項に規定する児童扶養手当関係情報、同表11の項に規定する障害者自立支援給付関係情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、同表42の項に規定する児童手当関係情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの

1 1	(略)	(略)	(略)
1 2	区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年

					法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの
13	区長 保育所保育料の減額に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は省令第2条の表13の項に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であつて、規則で定めるもの	13	区長 保育所保育料の減額に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であつて、規則で定めるもの
14	(略)	(略)	14	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~
18	(略)	(略)	18	(略)	(略)
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

【第2条関係】中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
1 (略)	(略)
~	~
20 (略)	(略)
21 区長	おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表1の項に規定する地方税関係情報(以下「地方税関係情報」という。)若しくは住民票関係情報(以下「住民票関係情報」という。)、同表48の項に規定する障害者関係情報(以下「障害者関係情報」という。)、法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)、同表2の項に規定する公的給付支給等口座登録簿関係情報(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第5条各号に掲げる事項であって、規則で定めるもの
2 (略)	(略)	(略)

附 則 (略)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
1 (略)	(略)
~	~
20 (略)	(略)

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表1の項に規定する地方税関係情報(以下「地方税関係情報」という。)若しくは住民票関係情報(以下「住民票関係情報」という。)又は同表48の項に規定する障害者関係情報(以下「障害者関係情報」という。)であって、規則で定めるもの
2 (略)	(略)	(略)

3	区長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録関係情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第5条各号に掲げる事項であって、規則で定めるもの
4	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 1	(略)	(略)	(略)
1 2	区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	省令第2条の表2の項に規定する医療保険給付関係情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報、同項に規定する介護保険給付等関係情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、同表13の項に規定する生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)、同表17の項に規定する児童扶養手当関係情報、同表11の項に規定する障害者自立支援給付関係情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する

3	区長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって、規則で定めるもの
4	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 1	(略)	(略)	(略)
1 2	区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	省令第2条の表2の項に規定する医療保険給付関係情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報、同項に規定する介護保険給付等関係情報、同表13の項に規定する生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)、同表17の項に規定する児童扶養手当関係情報、同表11の項に規定する障害者自立支援給付関係情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、同表42の項に規定する児童手当関係情

		情報、同表4 2の項に規定する児童手当関係情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの			報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの
13	(略)	(略)	(略)	13	(略)
~	~	~	~	~	~
18	(略)	(略)	(略)	18	(略)
19	区長	おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって、規則で定めるもの		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年6月1日から施行する。